

議案第 9 6 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 7 条第 2 項中「2 0 人」を「1 5 人」に、「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第 4 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所に置くべき保育士の配置基準を改めるため、この条例を制定するものである。